

# 国民スポーツ大会第 47 回東海ブロック大会 宿泊要項

## 1 総則

- (1) この要項は、国民スポーツ大会東海ブロック大会開催基準要項 19 に定める宿泊について定めるものとする。
- (2) 岐阜県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、宿泊に関する業務の基本方針を決定する。
- (3) 実行委員会は、競技団体及び名鉄観光サービス株式会社岐阜支店（以下、「指定業者」という。）と連携し、宿舍の指定、割当及びその他必要な業務を担当する。
- (4) 宿泊に関する紛議が生じた場合は、実行委員会が調停斡旋にあたる。

## 2 宿泊割当の基本方針

宿泊割当にあたっては、極力便宜を図り、次の事項に留意するものとする。

- (1) 出来る限り実施会場周辺または交通機関の便利な所を選定する。
- (2) 宿舍は旅館、ホテルを原則とし、風紀上及び衛生上支障がないと認められた施設を選定する。
- (3) 宿泊に要する 1 人当たりの広さは 2 畳以上とする。
- (4) 指定した宿舍の変更は原則として認めない。

## 3 宿泊料金等

- (1) 宿泊料金は次のとおりとする。

1 泊 2 食	9,000 円～12,000 円	いずれも税抜
1 泊朝食	8,000 円～11,000 円	通常のサービス料及び冷暖房料を含む

※ 1 泊 2 食の料金は、500 円刻みとする。

※ 1 泊朝食の料金は、1 泊 2 食料金の 90%相当額とする。

- (2) 欠食控除等食事に係る取扱いは、宿舍の定めるところによる。

## 4 宿泊申込み手続き

- (1) 宿泊申込みは原則として指定業者の定める方法により行うものとし、指定業者は競技団体及び所属県スポーツ協会事務局宛に宿泊決定通知を送るものとする。
- (2) 申込締切日は競技参加申込締切日と同日とする。
- (3) やむを得ず宿泊の変更または取消する場合の手数料は、指定業者または宿舍の定めるところによるものとする。

## 5 その他

- (1) 昼食弁当を希望する場合は、指定業者の定める方法により宿泊申込と同時に申込む。昼食弁当代は 1,000 円（税込・お茶付）を原則とする。
- (2) 指定された宿舍とは事前に連絡を密にする（荷物の預かり等含む）。
- (3) 選手、監督及び競技役員は、洗面具・寝具等を各自で準備する。
- (4) この要項に定めのない事項については、実行委員会が指定業者と協議のうえ決定する。